

安定した国民健康保険制度の確立及び財政措置について

近畿部会提出

説明担当 池田市

国民健康保険制度は、国民皆保険体制を支える要の制度となっているが、少子高齢化の進展にともなう高齢者加入割合の増嵩や低所得者層の増加などの構造的な課題に加え、医療技術の進歩により医療費は伸び続けており、市町村単独での運営はもはや限界となっている。

そのような中、国においては昨年度、国民健康保険法の一部を改正する法律により構造的な問題への対応として、共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業）の恒久化や低所得者に対する財政支援の強化、さらに財政運営の都道府県単位化の推進などの取組みが図られようとしている。

国民皆保険体制を堅持し、保険者が円滑に事業運営を進めて行くにあたり、国においては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 国民健康保険財政運営の都道府県単位化を進めるため平成27年度から実施される共同事業の拡大にあたっては、被保険者への保険料増加に対する激変緩和措置を適正に図ること。

2 一般要望事項

- (1) 制度改正によりシステム改修を行う必要が生じる場合は、その経費について十分な財政措置を講ずること。
- (2) 各種医療費助成制度による療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (3) 特定健診、特定保健指導について、実態に即した基準単価となるよう引き上げを行うこと。
- (4) 資格喪失後受診におけるレセプトについて、保険者間での過誤調整が可能となるような制度の確立を図ること。